

基安安発 1026 第 4 号  
令和 2 年 10 月 26 日

都道府県労働局労働基準部健康安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

「外国人に対する技能講習の実施に関するガイドライン」の周知について

外国人に対する技能講習については、「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」（令和 2 年 3 月 31 日付け基発第 43 号。以下「43 号通達」という。）の別添「外国人に対する技能講習実施要領」に基づき、日本語の理解力に配慮した技能講習を行うよう指示しているが、今般、43 号通達を受け、一般社団法人全国登録教習機関協会において、登録教習機関が外国人向けに技能講習を行う際の留意点をまとめた「外国人に対する技能講習の実施に関するガイドライン」（別添参照）を作成したところである。

ついては、本ガイドラインを了知していただくとともに、各都道府県労働局の登録教習機関に対する指導等の際の参考とされたい。